資料１

## 市民活動表彰の創設について

協働のまちづくり推進計画では，第２節「担い手づくり」（１）担い手の発掘・育成の充実の中の一事業として，市民活動表彰の創設を掲げています。

計画に基づき，平成２６年度中に表彰制度の構築を目指します。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 事業名 | ⑤市民活動表彰の創設 | | | | |
| 現状・課題 | 市民活動における功労者や，活動そのものに対する評価自体が存在しません。 | | | | |
| 目的 | 市民活動を活性化させます。 | | | | |
| 推進内容 | 利害関係のない第三者機関などによる市民活動の評価を行い，貢献度の高い人や団体を表彰します。 | | | | |
| 対象者 | 市民・地縁による団体・市民活動団体・事業者 | | | | |
| 実施主体 | 市 | | | | |
| 完了の目安 | 継続 | | | | |
| 年次計画 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
| | | 研究 | 検討 | 実施 | → |

- 制度の目的：市民活動を活性化させること
- どのような制度であれば活性化が見込めるか？：

（活動者）市民活動に取り組む団体等の地道な取り組みを評価する

→市民に取り組みを知ってもらうことで活動者の意欲を上げる。

（支援者）活動者に対する支援での功績についても評価する

→活動実践者だけでなく，それを支援する取り組みも感謝の意を伝えることで，多くの市民等が関わる意欲を引き出す。関わるきっかけの気づきを啓発する機会となる。

- 表彰の目安：

（活動者）活動者がこれからも活動を続ける意欲を持つきっかけ･励みとなるよう，永年の功績を称えるというよりは，一定期間の活動を評価し，今後の活動につなげるツールとする。

→現行の市表彰制度は，永年（目安として２０年以上）が対象。市民活動表彰はこの制度とは一線を画すものとして創設。

（支援者）一定額又は額は問わず数年間継続して市民活動の活性化のために寄付，あるいは，金銭的支援とは別に，市民活動団体等への場所の提供等で継続的に支援したことを評価し，表彰者をモデルケースとして広報し，団体支援が促進されるようなきっかけを創出する。

→（仮称）市民活動支援基金への寄付とすることで，協働のまちづくりに係る事業原資の確保につなげる。